

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案等について

1. 道路運送車両法施行令の一部改正

国土交通大臣から提供を受けた登録情報を電子的に送信する業務を行う登録情報提供機関の登録の有効期間を5年とする旨を定めることを検討しています。

2. 道路運送車両法関係手数料令の一部改正

(1) 自動車登録情報の電子的提供関係手数料の改正内容

登録情報提供機関が国土交通大臣に対し登録情報の提供を電子的に請求する際、国に納めるべき手数料額を以下のとおり定めることを検討しています。

情報提供の種類	新手数料額
電子的情報提供（全部事項）	200円
電子的情報提供（一括事項：所有者等情報あり：30両まで）	200円
電子的情報提供（一括事項：所有者等情報なし：30両まで）	100円

(2) 登録自動車の検査関係手数料の改正内容

登録自動車の検査関係手数料を以下のとおり定めることを検討しています。

検査の種類	車種等		現行		改正案		
			納付先	手数料額	納付先	手数料額	
						内訳	計
継続検査	小型	指定整備車等 ^{注1)}	国	1,100	国	変更なし	
		持込車	国	1,400	400	1,700	
				(1,200) ^{注2)}	(400)	(1,300)	
	小型以外	指定整備車等 ^{注1)}	国	1,100	国	変更なし	
		持込車	国	1,500	400	1,800	
				(1,200)	(400)	(1,300)	
検査法人	1,400	(900)					
新規検査	小型	型式指定車等 ^{注3)}	国	1,100	国	変更なし	
		持込車	国	1,400	400	2,000	
				(1,200)	(400)	(1,300)	
	小型以外	型式指定車等 ^{注3)}	国	1,100	国	変更なし	
		持込車	国	1,500	400	2,100	
				(1,200)	(400)	(1,300)	
検査法人	1,700	(900)					
予備検査	小型	指定整備車等 ^{注4)}	国	1,100	国	変更なし	
		持込車	国	1,400	400	2,000	
				(1,200)	(400)	(1,300)	
	小型以外	指定整備車等 ^{注4)}	国	1,100	国	変更なし	
		持込車	国	1,500	400	2,100	
				(1,200)	(400)	(1,300)	
検査法人	1,700	(900)					
構造等 変更検査	小型	持込車	国	400	2,000		
			検査法人	1,600			
	小型以外	持込車	国	400	2,100		
			検査法人	1,700			

注1) 保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車。

注2) 表中 () 内の数字は、限定自動車検査証の提出がある自動車の場合 (但し、限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る)

注3) 完成検査終了証の提出がある自動車、抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車。

注4) 抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車。

3. 「道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案」及び「自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案」

○ 平成19年11月18日 (自動車登録情報の電子的提供関係)

○ 平成20年1月1日 (登録自動車の検査手数料関係)

4. その他 (登録自動車の検査関係手数料の納付方法)

納付方法については、受検者は国及び検査法人の手数料を同一窓口で納付できるよう措置する予定です。